

工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平塚市契約規則第62条第2項ただし書き（ただし、市長がその必要がないと認める場合は、現場に常駐しないことができる。）及び工事請負契約約款第10条第3項を適用する場合において、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する工事に限り、現場代理人の常駐義務を緩和し、複数工事間での兼務を認めることができる。なお、兼務を認める場合においても、契約期間中は常駐義務が生じるため、受注者はいずれかの工事現場に現場代理人を常駐させなければならない。

(1) 本市が発注する工事で、入札公告において兼務を認める旨の条件を付したものであること。

(2) 予定価格が4,000万円未満の工事であること。

2 第1項各号の規定にかかわらず、請負金額が4,000万円未満である場合は、兼務を認めることができる。

3 第1項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該工事については現場代理人の兼務を認めない。

(1) 契約変更により請負金額が4,000万円以上となった場合

(2) 前年度中に完成した本市発注のいずれかの工事において、その工事成績評定点が65点未満であった場合

(兼務をさせることができる工事の件数)

第3条 同一者が現場代理人を兼務することができる工事の件数は2件までとし、受注者1者について4件までとする。

(連絡員)

第4条 受注者は、複数工事間で現場代理人を兼務させようとするときは、速やかに双方の工事において連絡員を定めなければならない。

2 連絡員は、原則、受注者と雇用関係にある者とする。ただし、建設業許可を受けた当該工事に係る下請業者の主任技術者も連絡員となることができ、その場合、各工事にそれぞれ連絡員を定めなければならない。兼務する双方の工事において、建設業許可を受けた同一の下請業者が従事していれば、当該主任技術者は双方の工事の連絡員を兼ねることができる。いずれにおいても、建設業許可における経營業務の管理責任者並びに営業所ごとの専任技術者は連絡員になることはできない。

3 現場代理人が兼務する複数工事現場のうち、常駐していない工事現場には連絡員を滞在させ、現場代理人との連絡に支障のないようにしなければならない。

4 現場代理人は、工事請負契約約款第10条第2項の規定により委任された権限を、連絡員に再委任することはできない。

(受注者の義務)

第5条 第1条から前条までの規定は、現場代理人が兼務する複数工事現場のうち、常駐していない工事現場においても、当該工事現場における受注者が負うべき義務を免除するものではない。

附則 この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年2月15日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年2月14日から施行する。

附則 この要領は、令和5年2月14日から施行する。